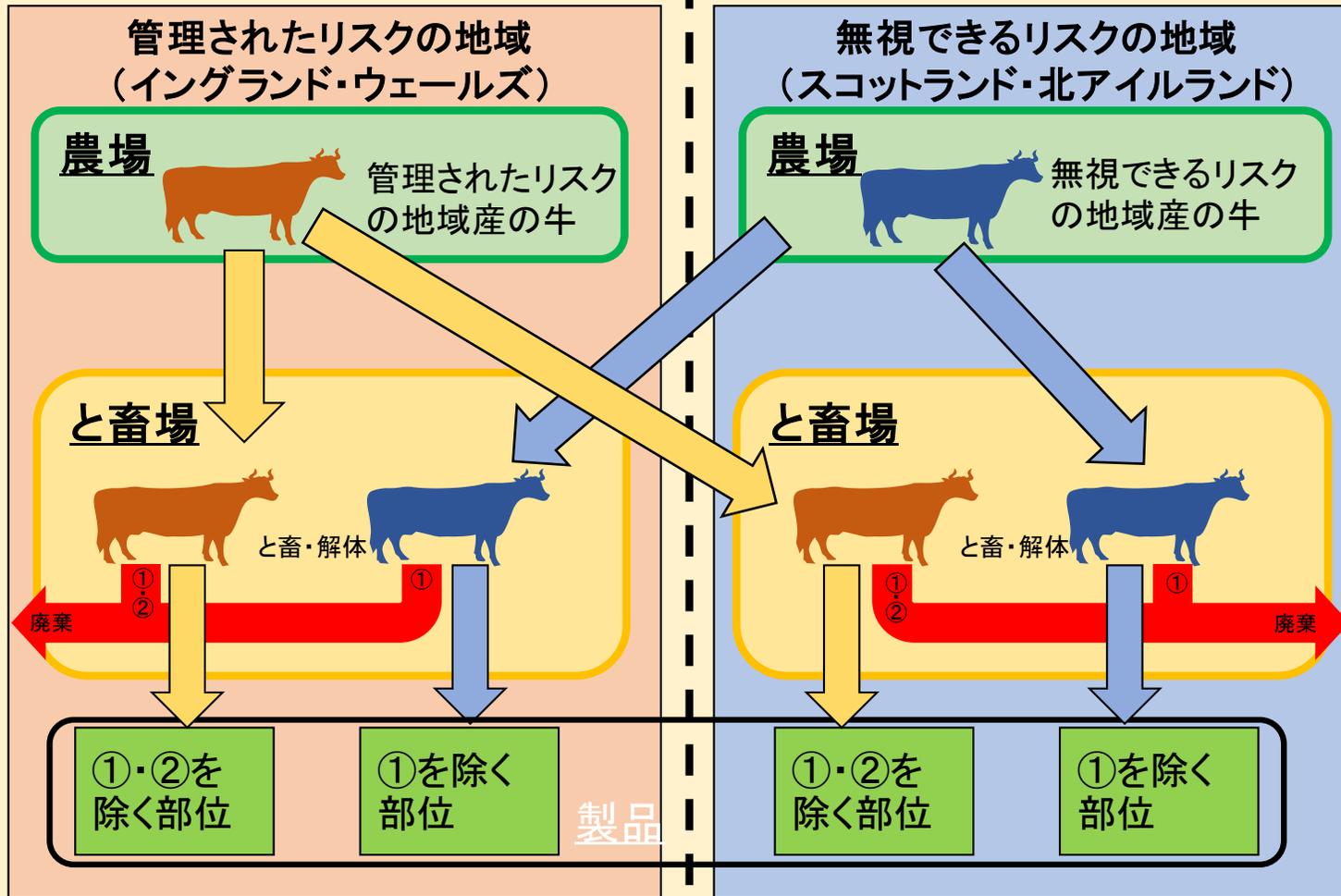


英国



SRMの定義 (EU)

管理されたリスクの地域

- ①12超の頭蓋・脊髄
- ②30超の脊柱及び全月齢の扁桃・小腸の一部

無視できるリスクの地域

- ①12超の頭蓋・脊髄

飼料規制 (EU)

牛のSRMに限らず、全ての動物由来たん白質 (牛乳、乳製品等一部のものを除く。)を全ての家畜に給与することを禁止

◎ポイント

1. いずれの地域でも、管理されたリスクの地域産の牛の部位は、①・②を除くもののみが製品として流通する。  
⇒ 管理されたリスクの地域産の牛に由来する②の部位は、食品・飼料チェーンに流通しない。
2. 英国では、飼料規制により牛の全ての部位に由来するもの (乳など一部除く) の飼料利用が禁止されている。

(参考)・無視できるリスクの国は管理されたリスクの国からの牛の輸入は条件付きで認められており、現状、国間では上記と同様な管理が講じられている。

・日本への輸入の際には、いずれの地域に由来する牛肉に対しても日本のSRMの除去が必要となる。